

2025 年4月

公益財団法人神戸YMCA
一般事業主行動計画

職員が仕事と育児・介護を両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮し、安心して働き続けられるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 7 (2025) 年4月 1 日～令和 12 (2030) 年 3 月 31 日

2. 内容

目標1. 育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・取得率を 5%以上にする。
女性職員・・・取得率を 80%以上にする。

【対策】

- (1) パートナーが出産した男性職員への各休暇・休業制度への案内を強化する。
- (2) 全職員への育児目的休暇・育児休業制度の周知を強化する。

目標2. 年次有給休暇取得促進のための施策を実施する。

【対策】

- (1) 定期的に全職員に周知する。
- (2) 管理者への呼びかけを強化する。

目標3. 全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする。

【対策】

- (1) 管理職を対象とした意識改革のための研修を2回実施
- (2) 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施